



NIPPON KAIJI KYOKAI

No. KB24G20031

Date: 2024年6月24日

保証声明書

2023年度GHG排出原単位

一般財団法人日本海事協会(以下「当会」という)は、株式会社商船三井(以下「申請者」という)からの申請に基づき、申請者が2023年度(2023年4月1日～2024年3月31日)に運航した船舶を対象として、2023年度の輸送におけるGHG排出原単位の保証業務を実施した。

- 保証手続: ① 申請者が提出した帳票データ(以下「GHG排出量データ」という)について、サンプリング手法を用いて検証を実施した。
- ② 申請者が算出したGHG排出原単位の算出手続について検証を実施した。

注: GHG排出原単位には、エネルギー効率運航指標(EEOI: Energy Efficiency Operational Indicator)が採用されている。GHG排出量の算出には、2024 Guidelines on life cycle GHG intensity of marine fuels (2024 LCA Guidelines)(Resolution MEPC.391(81))及びGlobal Logistics Emissions Council Framework for Logistics Emissions Accounting and Reporting (Ver. 3.0)(2024年3月末時点)に従って算出されたライフサイクルGHG排出量が用いられている。なお、BiofuelのライフサイクルGHG排出量はBiofuelの供給証明書に記載された値を用いて算出している。また、GHG排出原単位の全社平均値は申請者が考案した、各セグメントの基準年GHG排出原単位からの増減率等を基に算出する手法(標準手法)で算出されている。各セグメントの標準的なEEOIの値は輸送容積あたりの重量の違いからセグメント毎に大きな差異があることが、Fourth IMO GHG Study 2020でも示されている。標準手法は各セグメントのポートフォリオの大きさの差に左右されず、各セグメントの原単位変動率を全社平均値に反映させる算出方法¹である。また、標準手法は「商船三井グループ 環境ビジョン2.1及び2.2」における2019年度GHG排出原単位と同様の算出対象範囲ではあるが、算出方法のみを上述の標準手法に変更したものである。

結論: 当会は、申請者が提出したGHG排出量データ、及びGHG排出量データを基に申請者が算出した2023年度の輸送におけるGHG排出原単位が適正であることを保証する。

2023年度GHG排出原単位: 11.25
gCO_{2e}/ton-mile

基準年のGHG排出原単位からの増減率等を基に算出した全社平均値(標準手法)

留意事項: GHG排出量データの作成及びGHG排出原単位の算出に関する責任は申請者にあり、GHG排出量データ及びGHG排出原単位の保証に関する責任は当会にある。

一般財団法人日本海事協会
環境部長



¹ 2023年度の各航海のEEOIを、セグメント別に各航海のトンマイルで加重平均し、セグメント別のEEOI年間平均値を算出。セグメント別のEEOI年間平均値について、同様の方法で算出した2019年度(基準年)のセグメント別のEEOI年間平均値からの増減率を算出。セグメント別の増減率を2023年度のセグメント別のエネルギー消費量で加重平均し、2019年度GHG排出原単位を乗じることで、2023年度GHG排出原単位として算出。エネルギー消費量は、2022 Guidelines on the method of calculation of the Attained Energy Efficiency Design Index (EEDI) for new ships (Resolution MEPC.364(79))(IMO EEDIガイドライン)に基づき算出。

This Report is issued subject to the condition that it is understood and agreed that neither the Society nor any of its Committees is under any circumstances whatever to be held responsible for any inaccuracy in any report or certificate issued by this Society or its Surveyors or in any entry in the Record or other publication of the Society or for any error of judgment, default or negligence of its Officers, Surveyors or Agents.